第１、２の項目について

再任用職員の給与については、令和３年度の人事委員会勧告において、「今後、定年は国に準じて引き上げ、雇用と年金の接続を確実なものとしていくが、定年が65歳になるまでの間、引き続き現行の再任用制度が存置されることから、再任用職員の給与水準について、国や他府県との均衡も考慮し、検討を行っていく。」とされており、その動向を注視していきたい。

今後とも勤務労働条件に関わる事項については、皆様方と十分に協議を行っていきたい。

第２の項目について

地方公務員の定年については、国家公務員の定年延長に係る対応を踏まえ、令和３年６月11日に「地方公務員法の一部を改正する法律」が公布されたところ。引き続き、適切な制度運用が図れるよう、国における制度設計等も注視しながら検討していきたい。

第３の項目について

再任用職員の任用形態の変更については、平成22年度の再任用者から、任用の運用期間が５年になったことに伴い、再任用者の加齢等による個々の実情を考慮し、任期更新時に学校運営上支障のない範囲で、一度限りで勤務形態の変更を認めることとしている。

第４の項目について

再任用教職員の職務内容については、勤務時間数に応じて、定年前と同様の職務を担っていただくことになるが、具体的には、従来どおり、各学校長が決定するもの。

また、非常勤特別嘱託員（同要綱適用の非常勤講師含む）の職務内容については、教職員としての知識・経験を活かしつつ、学校にとってより効果的な業務を担うという観点に基づき各学校長が決定することとなる。

勤務条件については、任用時に「明示書」により明示している。

今後とも、各学校の実情と課題に応じて創意工夫を凝らした組織的・機動的な学校運営が行われるよう、また、各制度が正しく理解されるよう各府立学校長及び市町村教育委員会に対し、指導を行っていく。